

許可番号 46BS200099

医療機器修理業許可証

氏名又は名称 株式会社フィデスワン

事業所の名称 株式会社フィデスワン鹿児島営業所

事業所の所在地 鹿児島市田上8-2-12

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

令和8年3月5日

鹿児島県知事

塩田 康一



特定保守管理医療機器に係る修理区分

生体現象計測・監視システム関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連

有効期間 令和8年3月28日 から

令和13年3月27日 まで

許可番号 指令 生衛薬 第82号

高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可証

氏名 株式会社フィデスワン
〔法人にあつては、その名称〕

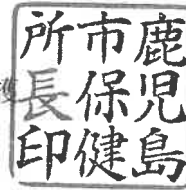
営業所の名称 株式会社フィデスワン 鹿児島営業所

営業所の所在地 鹿児島市田上八丁目2番12号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業 貸与業 の許可を受けた者であることを証明する。

令和4年2月25日

鹿児島市保健所長 泉尾 謙



令和4年3月28日から

有効期間

令和10年3月27日まで

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この書面を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。